

## 平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ヶ谷市役所第4委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1. 日 時 平成28年8月23日 午後4時00分

2. 出席委員 15名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員	9. 鈴木 吉夫 委員	10. 鈴木 徳市 委員
11. 澁谷 誠幸 委員	13. 小金谷正男 委員	14. 時田 将 委員
15. 葛山 繁隆 委員	16. 秋山 秀雄 委員	17. 山田 芳裕 委員

3. 欠席委員 1名

12. 石井 君雄 委員

4. 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5. 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第4号 鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更（追加指定）に伴う意見について 3件

議案第5号 鎌ヶ谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例について 1件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件

報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について 4件

報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について 17件

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2件

6. 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は15名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

9番鈴木吉夫委員

10番鈴木徳市委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第1班です。小金谷正男班長より総括的な報告をお願いいたします。

小金谷班長

議長

葛山 議長

13番、小金谷正男班長

小金谷班長

第1班の現地調査の報告をいたします。

平成28年8月16日午前11時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第4条の規定による許可申請について3件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に伴う意見について3件、計9件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条及び第4条並びに第5条の計6件について、審査会を実施しました。

1班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は、体調不良による農業経営の縮小を図るもので、譲受人は農業経営の拡大を目的とした農地の所有権移転です。

申請地は、畑2筆、合計面積1,049平方メートルの普通畑です。

譲受人の取得後の経営面積は2.1ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は2名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はございません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

葛山 議長 6 番、濱田光一委員

濱田 委員 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 の報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 2 筆で、合計面積は 1, 0 4 9 平方メートルの普通畑で、適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な管理を指導したうえ、営農後 3 年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第 1 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第 1 号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議番号 1 でございます。

申請地は、畑 2 筆で、合計面積 2 2 1 平方メートルです。

転用計画は、貸駐車場用地です。

申請理由は、申請人は、高齢のため通院加療中で、農業経営を縮小せざるを得ないなか、住民からの駐車場の要望もあり、7 台分の駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思います。

また、隣接農地等への農業用通路が他にないため、駐車場と併用して利用で

きるように計画しています。

また、申請地が、貸駐車場として、すでに転用されていたことについて、始末書を提出しています。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、周囲にブロック 1 段積と木板柵を設け、敷地内を砕石舗装にすることにより自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員 4メートル以上の道路に隣接し、半径 500メートル以内に鉄道の駅があり、宅地割合が 40パーセント以上あることから、第 2種農地に該当します。代替性として、面積も適当であり、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長  
池ヶ谷委員  
葛山 議長  
池ヶ谷委員

現地調査の報告を求めます。

議長

7番、池ヶ谷富士夫委員

議案第 2号農地法第 4条の規定による許可申請について、審議番号 1の報告をいたします。

平成 28年 8月 16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑 2筆、合計面積 221平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、本申請は追認許可となる予定であることから、今後は農地法を順守すること、本計画は、奥の農地への進入路にもなっていることから、駐車場利用者等に事故のないよう周知すること、許可後は、速やかに完成させ、完成後は完了報告を提出し、使用後は地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号 1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議の

ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号1は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑2筆で、合計面積2,068平方メートルです。

転用計画は、貸駐車場用地です。

申請理由は、申請人は人手不足のため、農業経営の縮小を検討していたところ、近接の特別養護老人ホーム及び診療所より、貸駐車場として要望があり、60台分の貸駐車場の計画を行うもので、この転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として敷地内を整地し、転圧後碎石舗装とし、自然浸透させ、隣接農地への流出を抑制します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接して、半径500メートル以内に医療施設等が2つ以上あるので、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2の報告をいたします。

平成28年8月16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積2,068平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、要望先から駐車場への利用時には一旦市道に出る事になるので、市道は交通量も多く交差点付近であることから要望先等に十分注意するよう周知すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

申請地は、畑2筆で、面積2,010.31平方メートルの内、1370.96平方メートルです。

転用計画は、自己用及び貸駐車場用地です。

申請理由は、観光農園による農業経営の拡大を検討しており、来客用として14台。また、神社より、参拝者及び管理者の駐車場として30台の要望があり、合計44台の自己用及び貸駐車場の計画を行うもので、この転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として敷地内を整地し、転圧後碎石舗装とし、自然浸透させ、周囲を新設ブロック2段積フェンスと既設擁壁で囲み隣接農地への流出を抑制します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径約500メートル以内に医療施設が2つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、親からの借入金で賄い、融資承諾書により確認してい

ます。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号3の報告をいたします。

平成28年8月16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積2,010.31平方メートルの内、1,370.96平方メートルの梨畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、要望先が近隣の神社であることから、今後も良好な関係を維持してもらう旨を確認し、次に農地の残地があることから今後の利用計画を確認したところ、一部は隣家から譲ってほしい旨の話があること、残りは農業用倉庫の建設を考えているとのことでした。

また、計画の一部として、観光農園として運営していきたい旨の記載内容を確認したところ、会社組織の観光農園を行いたいとの説明でした。

申請地は交差点付近であり交通量も多いことから、工事期間中は十分注意すること、また、使用後においても危険性が生じた場合は随時対処すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号3は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号

1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑3筆、合計面積1,875平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による児童発達支援・放課後デイサービス用地です。

申請理由は、譲受人は病院を経営しており、近隣地域には、障がい児総合通園センターがなく、現在の施設では、新規の患者の受入れができないため、本計画の児童発達支援・放課後デイサービス施設の新設を計画するものです。さらに診療体制が整うことで、病院の利用患者と家族の利便性が確保できるもので、この転用計画は適当であると思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、重量ブロックを1段から3段積み及びメッシュフェンスで囲むとともに、雨水浸透貯留槽を設け、敷地外への流出を抑制します。

また、日照・通風については、施設を1階建てとして、影響はないものと思われま。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、申請地は、譲受人の経営する病院の近隣地であり、他の土地では、代替えがきかないものと思われま。

資力については、借入金で賄い、金融機関への融資内定証明願により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為に伴う事前協議申請書で確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もありませんので問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めま。

池ヶ谷委員

議長

葛山 議長

7番、池ヶ谷富士夫委員

池ヶ谷委員

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたしま。

平成28年8月16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しま。

申請地は、畑3筆、合計面積1,875平方メートルの普通畑です。



転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地から横断歩道がない駐車場があるので、横断時には十分に注意すること、前面道路は通学路にもなっていることから工事期間中の搬出入時等は十分に注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号1は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑4筆で、合計面積は、880.72平方メートルです。

転用計画は、賃借権による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、白井市で建設業を営んでおり、事務所近くの資材置場を利用していますが、事業の拡大に伴い、資材が年々増加して手狭になったこと。また、将来の事業拡大を考慮し、当該地を資材置場とし計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

また、通路につきましては、幅員が狭いことから、隣接地の敷地を一時利用して通行するため、承諾書をもらっております。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、周囲を既設ブロック及び新設ブロック2段で囲むとともに、敷地内を転圧後に砕石舗装することにより自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。

日照・通風については、資材等の高さを1.5メートル以内として、影響がないようにしています。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、申請地は、事務所より近く、面積要件も適当であり、利便性が高いことから他の土地で代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、借入金で賄い、融資承諾書により、確認しております。関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

濱田 委員

議長

葛山 議長

6番、濱田光一委員

濱田 委員

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の報告をいたします。

平成28年8月16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑4筆、合計面積880.72平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣接農地所有者からの意見について確認したところ、特にないとのことでした。

次に、進入路の両側に駐車場があり、自動車等が横断できる状態であることから、駐車場利用者等に十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用6ヶ月後に地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号2は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第4号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に伴う意見について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2及び審議番号3は関連していますので、一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長           ご異議なしと認め、審議番号1、審議番号2及び審議番号3は一括審議といたします。

葛山 議長           事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長           議長

葛山 議長           垣岡次長

垣岡 次長           議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に伴う意見について、審議番号1から審議番号3までは関連しておりますので一括して説明いたします。

申請地は、審議番号1は畑3筆、合計面積1,501平方メートルで、審議番号2は畑1筆、面積1,015平方メートルで、審議番号3は畑1筆、面積350平方メートルです。

市長より、生産緑地地区の変更(追加指定)に伴い意見を求められたものです。

追加指定基準として、生産緑地地区に介在する宅地化農地を新たに生産緑地として指定することで、既に指定されている地形の整形化及び一団化が図られ、緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められる。

追加指定要件として、生産緑地法第3条第1項に掲げる条件に該当するものであり、生産緑地地区に指定される農地等に係る所有者及びその権利を有する者すべての同意がある。

相当の期間にわたって農業経営の継続が期待できる。

本案件は、以上の条件をいずれも満たしていることから問題はないものと思われま

葛山 議長           現地調査の報告を求めます。

濱田 委員           議長

葛山 議長           6番、濱田光一委員

濱田 委員           議案第4号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に伴う意見について、審議番号1から3までを一括して報告します。

申請地は、審議番号1は、畑3筆、合計面積1,501平方メートルの普通畑で、審議番号2は、畑1筆、面積1,015平方メートルの普通畑で、審議番号3は、畑1筆、面積350平方メートルの普通畑で、適切に管理されました。

本申請は、いずれも生産緑地として指定されている地区の整形化であり、事務局説明のとおり生産緑地法に基づく追加指定基準及び要件を満たしていることから、問題はないものと思われま

皆様のご審議のほどよろしくお願

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第5号鎌ヶ谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号鎌ヶ谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、でございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の事項を定めようとするものであります。

はじめに、農業委員会の委員の定数については、政令の定数基準において、本市における農業者数857人、農地面積495ヘクタールの現状から、上限は14人となり、旧法の20人から6人の縮減とともに、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮することが附帯決議され、本市においては、地域の実情として最大限考慮することともに地域の均衡、農業者数や農地面積などを見て10人とするものです。さらに利害関係を有しない中立な立場で公正な判断をすることができる者を1以上入れることが改正法で規定されていることから、委員の定数を11人とするものでございます。

次に、農地利用最適化推進委員の定数については、政令により、農地利用の最適化の推進のため現場活動に支障なく行えるように農地面積の100ヘクタールに1人の割合で配置できること及び、本市の農地面積は495ヘクタールであることから、農地利用最適化推進委員の定数を5人とするものでございます。

次に、新設される農地利用最適化推進委員の報酬については、担当地域における現場活動が主体となり、農業委員との連携等により、適切な業務の遂行を図るため、農業委員の報酬と同額の月額47,000円とするものでございます。

ご審議のほどお願いいたします。

葛山 議長 それでは質疑に入ります。  
(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
議案第5号について、事務局説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第5号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。  
報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件を報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。  
浅海副主幹 議長  
葛山 議長 浅海副主幹  
浅海副主幹 議案書の8ページをご覧ください。  
報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。  
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について17件の計21件を一括報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。  
浅海副主幹 議長  
葛山 議長 浅海副主幹  
浅海副主幹 議案書の9ページから13ページまでをご覧ください。  
報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について17件の計21件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。  
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件を報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。  
浅海副主幹 議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の14ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年9月23日

鎌ヶ谷市農業委員会議長          葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員          鈴 木 吉 夫

鎌ヶ谷市農業委員会委員          鈴 木 徳 市